

繊維産業における外国人技能実習制度 に関する現状と課題

2022年3月

製造産業局 生活製品課

1. 責任あるサプライチェーン

① 海外の状況

② 国内の状況

2. 外国人技能実習制度の現状と課題

1. 責任あるサプライチェーン

①海外の状況

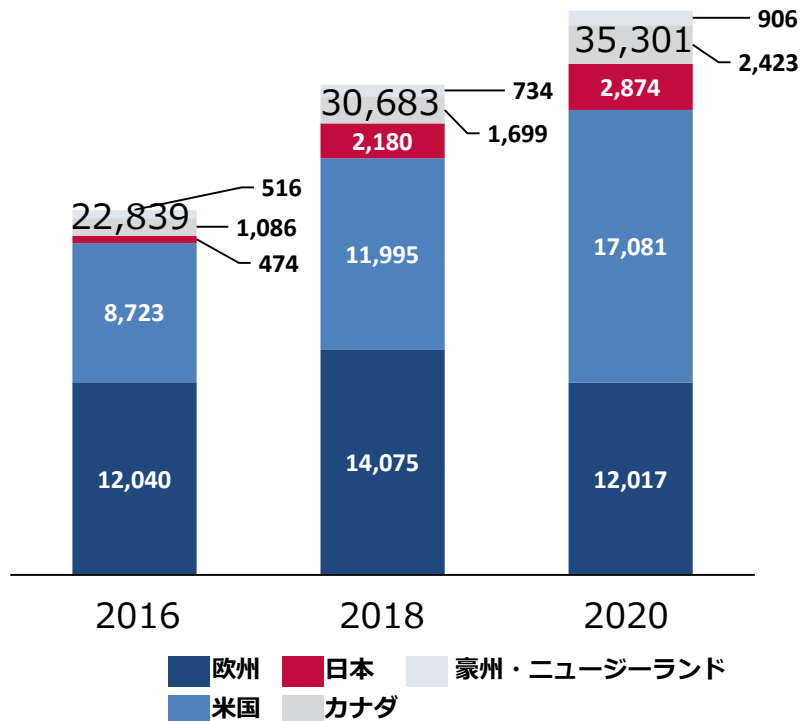
②国内の状況

2. 外国人技能実習制度の現状と課題

世界のESG投資の動向と企業の重視項目

- 投資の呼び込みの観点からESGへの配慮が重要になる中、「G（ガバナンス）」、「E（環境）」だけでなく、人権と地域社会、健康と安全といった「S（社会）」の要素も、企業は重視しつつある。 ESG投資の世界全体の総額は、2020年には、35.3兆ドルまで拡大。
- 投資家向けに企業の人権に関する取組をランキングで公表。

サステナブル投資額の推移（10億ドル）



（出典） Global Sustainable Investment Alliance 2020より作成

Corporate Human Rights Benchmark (CHRB) の繊維企業ランキング（2020年）

- 投資家向け情報提供を目的。2020年は繊維企業53社が対象。 平均スコアは、9.0点（26点満点）

※農業分野は10.3点、鉱業分野は10.2点、電気・電子分野は7.9点

順位	企業名	スコア（26点満点）
1位	Adidas	23
2位	Tesco	21.5
3位	Marks & Spencer	20.5
4位	ファースト リテイリング	19.5
5位	Gap Inc.	18.5
...
14位	イオン	13.5
...

（出典） Corporate Human Rights Benchmark (CHRB) のHPより作成

諸外国の人権を理由とした規制① (人権DD)

- 近年、欧米諸国が、人権を理由として企業のサプライチェーンに影響する規制を導入する動きが加速化。傾向として、企業に対する人権デュー・ディリジェンス (人権DD)と政府による輸出入規制に大別。

欧州における人権デュー・ディリジェンスに関する法令

- **英国**

「現代奴隷法」 (2015年制定・施行)

「奴隷と人身取引に関する声明」を毎年公表することを義務付け。

- **フランス**

「企業注意義務法」 (2017年制定・施行)

大企業の人権・環境デュー・ディリジェンスを義務化。

- **ドイツ**

「サプライチェーン法」 (2021年成立・2023年施行)

人権・環境等に関するリスク管理体制の確立・定期的なリスク分析の実施等を義務づけ。2023年施行予定。

- **EU**

今後「人権デュー・ディリジェンス指令 (P)」

人権デュー・ディリジェンスを義務化する「人権デュー・ディリジェンス指令 (P)」の提案を検討中。

諸外国の人権を理由とした規制② (輸出入規制)

- 近年、欧米諸国が、人権を理由として企業のサプライチェーンに影響する規制を導入する動きが加速化。傾向として、企業に対する人権デュー・ディリジェンス（人権DD）と**政府による輸出入規制**に大別。

欧米における人権を理由とした輸出入規制

● 米国

輸入規制（2021年1月等）

強制労働によって生産された製品の輸入禁止。強制労働等の懸念があるとして米税関が発出する「違反商品保留命令」の対象となった製品の輸入を留保。2022年6月、ウイグル製品の輸入を原則禁止する法律が施行予定。

輸出規制（2019年10月以降累次に亘り実施）

ウイグル等における人権抑圧を理由として、エンティティ・リストを掲載。

● カナダ

輸入規制（2020年7月）

関税定率法における輸入禁止対象に強制労働による製品を追加。

輸出管理（2021年1月）

ウイグルへの自国製品の輸出管理強化。

● 英国

輸出管理（2021年1月）

ウイグルへの自国製品の輸出管理強化。

● EU

輸出管理（2021年9月）

サイバー監視システム等の人権の保護等に関する輸出管理強化。

米国ウイグル強制労働防止法案について

- 米国議会において、ウイグル製品の輸入を原則禁止する「ウイグル強制労働防止法案」が成立。（2021年 12/8下院、12/16上院にて可決、12/23に、バイデン大統領が署名し成立。
- 執行戦略策定の一環として意見募集が行われ（意見募集期間1/24～3/10）、6月下旬に法執行開始予定。

法案概要

- ① 新疆ウイグル自治区で一部なりとも採掘、生産、製造された製品は全て強制労働によるものと推定し輸入を禁止（これまでも対象であった綿、トマト等から全製品へと対象拡大）。輸入禁止を避けるには、強制労働に依拠していないこと等を輸入者が証明する必要がある。
- ② 米政府に対し、ウイグル強制労働問題に対処するための同盟国、パートナー国との連携など外交「戦略」策定を義務付け
- ③ 新疆ウイグル自治区での人権侵害に関する制裁（資産凍結・米国入国・滞在禁止等）発動理由として「強制労働による人権侵害」を追加
- ④ 米政府に対し、新疆ウイグル自治区で強制労働を行っている組織や優先的に取り締まるセクター等のリスト化、物品の特定方法など法執行のための「戦略」策定を義務付け

G7カービスベイ首脳コミュニケ

- 2021年6月11日から13日にかけてG7コーンウォール・サミットが開催された。
- G7カービスベイ首脳コミュニケにおいて、G7貿易大臣に対し、グローバルなサプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働の利用の根絶に向けた強化された協力及び共同の取組のための分野を特定するよう指示した。

- **G7カービスベイ首脳コミュニケ**

G7貿易大臣に対し、2021年10月のG7貿易大臣会合に先立ち、グローバルなサプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働の利用の根絶に向けた強化された協力及び共同の取組のための分野を特定するよう指示すると記載されている。

FREE AND FAIR TRADE

29. We are concerned by the use of all forms of forced labour in global supply chains, including state-sponsored forced labour of vulnerable groups and minorities, including in the agricultural, solar, and garment sectors. We agree on the importance of upholding human rights and of international labour standards, including those deriving from International Labour Organisation membership, throughout global supply chains and tackling instances of forced labour. We commit to continue to work together including through our own available domestic means and multilateral institutions to protect individuals from forced labour and to ensure that global supply chains are free from the use of forced labour. **We therefore task G7 Trade Ministers to identify areas for strengthened cooperation and collective efforts towards eradicating the use of all forms of forced labour in global supply chains, ahead of the G7 Trade Ministers' meeting in October 2021.**

G7貿易大臣会合

- 2021年10月22日、G7貿易大臣会合が英国・ロンドンにおいて開催された。
- 強制労働、カーボンリーケージ（炭素漏出）、市場歪曲的措置、デジタル貿易の各項目について議論の後、閣僚声明と付属文書（強制労働、デジタル貿易）を採択。
- **付属文書A（強制労働に関するG7貿易大臣声明）**
 - 2021年6月のG7サミットで各首脳が表明した、農業、太陽光、衣類の部門におけるものを含め、グローバルなサプライチェーンにおける、あらゆる形態の強制労働に関する懸念を共有。
 - 貿易政策が、グローバルなサプライチェーンにおける強制労働を予防し、特定し、排除するための包括的なアプローチにおける重要な手段の一つとなりうることを認識。

G7 TRADE MINISTERS' STATEMENT ON FORCED LABOUR (ANNEX A)

We, the G7 Trade Ministers, share and are guided by the concern expressed by our Leaders in Carbis Bay in 2021 regarding the use of all forms of forced labour in global supply chains, including state-sponsored forced labour of vulnerable groups and minorities, including in the agricultural, solar and garment sectors. We affirm that there is no place for forced labour in the rules-based multilateral trading system.

We have taken seriously the task handed down to us by the G7 Leaders to identify areas for strengthened cooperation and collective efforts towards eradicating the use of all forms of forced labour from global supply chains. We recognise trade policy can be one of the important tools in a comprehensive approach to prevent, identify and eliminate forced labour in global supply chains.

ビジネスと人権に関する繊維産業の事例

- 繊維産業においては2013年のラナ・プラザの崩壊をはじめ、国内外企業における人権侵害に関する事例が問題視されている。

2013年4月 ● ラナ・プラザ崩壊

ファッション業界最悪の事故

2013年4月24日、バングラデシュで、複数の縫製工場が入った複合ビルが崩落。死者1138人、負傷者2500人以上を出す大惨事となった。



写真：ロイター/アフロ

2020年3月 ● 豪州戦略政策研究所(ASPI)が“Uyghurs for Sale”を公表

新疆ウイグル自治区から中国各地にウイグル人が移送・工場で強制労働され、その製品が、グローバル企業のサプライチェーンに組み込まれていると批判。



2020年7月 ● 人権侵害を理由に製品の一時取り扱い停止

英国を拠点とするオンライン小売業者が、縫製工場における人権侵害を理由にアマゾン等から商品取扱い停止の措置を受けた。

2020年11月 ● 人権侵害を理由とした米国への輸入差し止め

米税関・国境警備局（CBP）が「新疆生産建設兵団（XPCC）※1・同関連団体生産の綿製品輸入に関する違反商品保留命令」を発出。

- 責任あるサプライチェーン管理を推進するため、国際機関においてもガイドンス等が作成されている。
- 衣類・履物セクターについては、2017年、「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイドンス」が公表された。

OECD衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイドンス

- ・ 2017年2月公表。
- ・ 「OECD多国籍企業行動指針」に従ったデュー・ディリジェンス（DD）の実施を支援するため、衣類と履物セクターにおけるDDの共通理解の促進、企業が実際にどのようにDDを行うかに関する推奨方法の提示を目的とする。
- ・ 構成は以下のとおり。



セクションⅠ：DDに関する実務的な枠組みの提示

- ①責任ある企業方針の採択、②実際または潜在的な害悪の特定、③負の影響の停止・防止・軽減措置、④措置のモニタリング、⑤デュー・ディリジェンスプロセスの公開、⑥改善措置の提供または協力

セクションⅡ：衣類・履物セクターにおける具体的リスクの提示

- ①児童労働、②セクシャル・ハラスメント、③強制労働、④労働組合、⑤安全衛生、⑥水、⑦賃金、⑧労働時間、⑨贈収賄と汚職、⑩内職従事者、⑪有害化学物質、⑫温室効果ガスの排出

※上記リスクをDDの枠組みの中にどのように組み込み、対応すべきかという情報を提供する。

(参考) 米商務省2021年人身取引報告書

日本政府は、人身取引撲滅のための最低基準を十分には満たしていないが、満たすべく相当の取り組みを実施している。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による政府の人身取引対応力への影響を考慮すると、政府は前年の報告書対象期間と比較して、全体的に取り組みを強化していることを示した。ゆえに、日本は引き続き第2階層となった。

優先すべき勧告

- 性的および労働搾取目的の人身取引事案を精力的に捜査、訴追し、有罪判決が下された人身取引犯に重い刑を科して責任を課す。
- 実刑の代替として罰金刑を認める量刑規定を削除し、最長で4年の実刑を含め、人身取引犯罪に対する処罰を強化するため、人身取引対策関連法を改正する。
- **技能実習制度やその他のビザ付与制度の下で日本にいる人たちや入国者収容施設に收容されている人たちなど、移住労働者の中で強制労働の被害者である人たちの認知、保護支援サービスへの照会など、関係府省庁の標準的な手順を策定し体系化して実施する。**
- 第三者のあっせんを介すことなく商業的な性的搾取を受けた児童、技能実習制度の下での移住労働者、特定技能ビザを含む新たなビザ制度で日本に入国する移住労働者などの被害者が、適切に認知され、かつ支援サービスを受けられるようにし、また人身取引犯に強要されて犯した違法行為によって、拘束または強制送還されることがないように、被害者の審査を強化する。
- 性的搾取目的の人身取引の男性被害者や強制労働を認知する取り組みを高める。
- 人身取引被害者専用シェルターなど、人身取引の被害者に専門のケアと支援を提供する資源を拡充し、これらの支援サービスが外国人被害者と男性被害者の双方にも利用できるようにする。
- **外国人技能実習機構および出入国在留管理庁の職員を対象とした被害者認知の研修、外国人技能実習機構と非政府組織(NGO)との連携の向上、技能実習計画認定前の全ての契約の審査、雇用主に対する調査の増加、労働者が支払う過剰な手数料やその他金銭を課す外国の募集機関との契約解除などにより、技能実習制度改革法の監督および執行措置の実施を強化する。**
- 要望があれば、全ての外国人労働者が雇用主や産業を変更できる公式な仕組みを確立する。
- 雇用主が外国人労働者全てのパスポートやその他の個人文書を保持することを禁止する法律を制定する。
- 全ての労働者に支払いが課される募集費用およびサービス料を廃止するための関連政策を改定することにより、移住労働者が借金による強制の被害に陥りやすい状況を減らす。
- 強制労働の一因となる組織や雇用主による「処罰」合意、パスポートの取り上げ、その他の行為の禁止の実施を強化する。
- 海外児童買春旅行に参加する日本人の捜査、訴追、有罪判決、処罰を積極的に行う。

1. 責任あるサプライチェーン

①海外の状況

②国内の状況

2. 外国人技能実習制度の現状と課題

ビジネスと人権に関する日本の取組

- 経済産業省は、7月1日付けで、「ビジネス・人権政策統括調整官」と「ビジネス・人権政策調整室」を設置。産業界への情報提供を強化するとともに、国内企業の対応状況を調査。調査結果も踏まえ、業種横断的なガイドラインの策定予定。

NAP策定後の国内企業の対応状況調査

9～10月に、東証1部2部上場企業等（約2700社）を対象に政府として初の調査を実施。
⇒今後の政府の取組について検討する上での重要な参考資料として、11月に調査結果の概要を公表。



調達



製造・物流



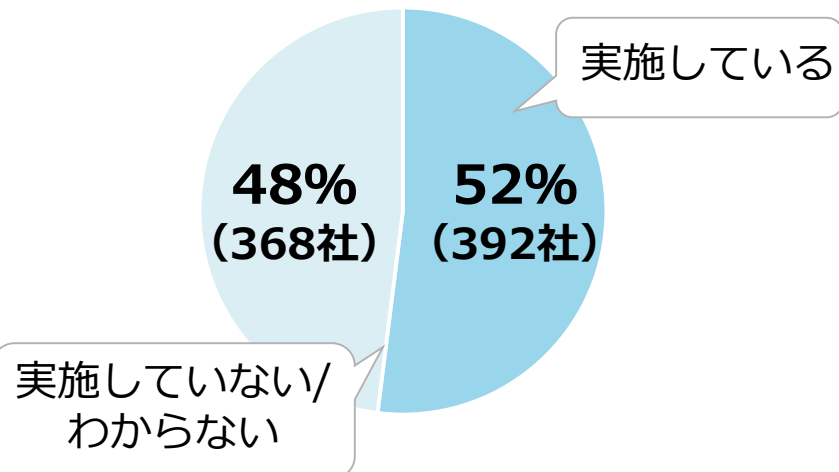
販売



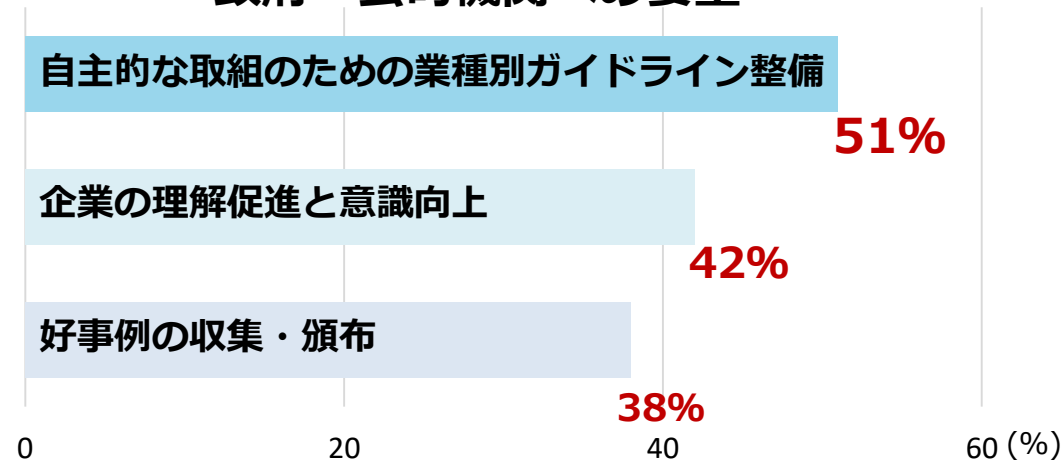
【調査項目】

人権方針策定、人権DD実施状況・課題、
政府への要望等

国内企業の 人権デュー・ディリジェンス実施状況



企業の「ビジネスと人権」に関する 政府・公的機関への要望



「繊維産業のサステナビリティに関する検討会」について

- 2021年2月に「繊維産業のサステナビリティに関する検討会」を設置し、「環境配慮」、「責任あるサプライチェーン管理」等の論点について議論。2021年7月にとりまとめ。

＜委員＞

新宅	純二郎	東京大学大学院経済学研究科教授【座長】
入山	章栄	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
尾原	蓉子	一般社団法人ウィメンズ・エンパワメント・イン・ファッション創設者・名誉会長
上山	健二	一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会理事長
佐藤	泉	佐藤泉法律事務所弁護士
富吉	賢一	日本繊維産業連盟副会長／日本化学繊維協会専任副会長
山田	美和	日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター法・制度研究グループ長
吉高	まり	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 経営企画部副部長 プリンシパル・サステナビリティ・ストラテジスト

＜オブザーバー＞

岡野	隆宏	環境省「ファッションと環境」タスクフォースリーダー
古屋	雅弘	一般社団法人日本ショッピングセンター協会専務理事
安田	洋子	一般社団法人日本百貨店協会専務理事

＜事務局＞

経済産業省 製造産業局 生活製品課

サステナビリティに係る今後の取組（責任あるサプライチェーン管理）

- 業界と国際労働機関（ILO）が連携し、企業がより**人権デュー・ディリジェンスに取り組みやすくするためのガイドラインの策定**を進めるべきではないか。
- 業界や企業に対し、**外国人技能実習制度に係る法令遵守等の徹底**を求めていくべきではないか。

今後の取組

①デュー・ディリジェンスの実施

- デュー・ディリジェンス実施の必要性等をより一層周知。
- ILOと連携しつつ、デュー・ディリジェンスに取り組みやすくするためのガイドライン策定。

②国際認証取得に向けた環境整備

- 国際認証取得の必要性の周知や、国際認証策定機関への日本人スタッフ派遣等に関する環境整備。

③外国人技能実習生等への対応

- 外国人技能実習制度に係る法令遵守等の徹底

- 2021年11月5日、日本繊維産業連盟と国際労働機関（ILO）との間で、繊維産業の責任ある企業行動の促進に向けた協力のための覚書（MOU）に署名（経済産業省立ち会い）。
- 「繊維産業のサステナビリティに関する検討会」報告書を受け、覚書に基づき、日本繊維産業連盟においてILOと協力し、繊維版「責任ある企業行動ガイドライン（仮）」を策定。

実施体制・スケジュール

- **繊維産業連盟において策定委員会を設置。**
 ※繊維産連加盟団体、ILOにより構成。
 ※経産省はオブザーバー参加。
 ※外部有識者との勉強会等、各関係者によるインプットなども随時行う。
- 1年をめどにガイドライン策定。
- ガイドライン策定後、普及・実施に向けた取組も実施。

ガイドライン目的・概要

- **繊維産業の実態を踏まえつつ、国際労働基準、OECD等の国際機関によるガイドライン等において求められる要求水準を満たすものとする。**
- 発注側（アパレル企業）だけでなく、特に、**受注側の中小企業が、自社の管理に当たって留意すべき事項などを分かりやすく提示すること**を目的とする。

1. 責任あるサプライチェーン

①海外の状況

②国内の状況

2. 外国人技能実習制度の現状と課題

繊維産業における技能実習生の現状について

- 繊維産業においては技能実習2号移行対象職種として、計13職種が指定されており、2019年度には約2万4千人の技能実習生を受け入れている。
- このうち、縫製に係る職種（婦人子供服・紳士服・下着類製造、布はく縫製）において、繊維産業全体の約8割の技能実習生を受け入れている。

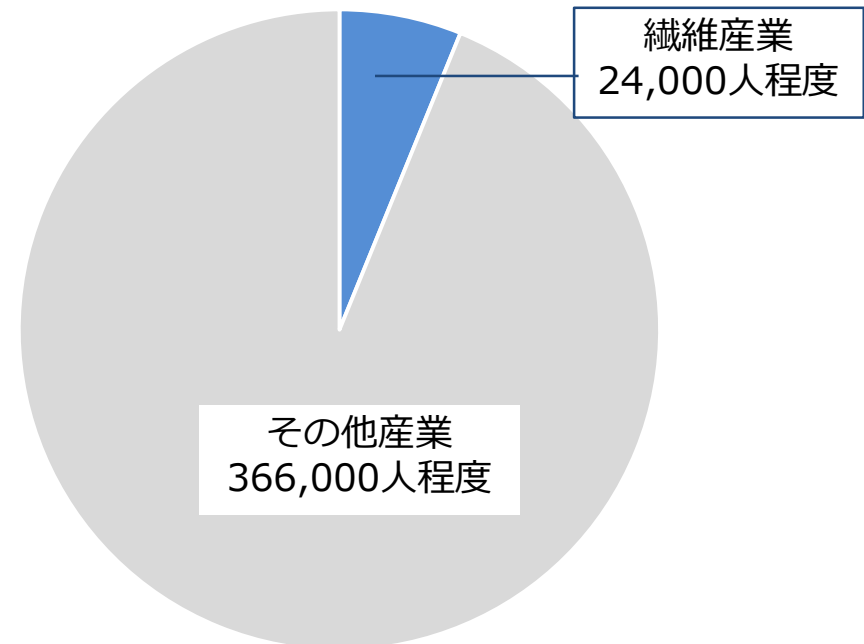
移行対象職種・作業一覧（繊維・衣服関係）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

令和4年3月17日現在

繊維産業における技能実習生数

（2019年度末・推計）



出所：外国人技能実習機構「令和元年度業務統計」より推計

技能実習制度の法令違反状況について

- 外国人技能実習に関し、繊維産業（特に縫製業）における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されており、2017年における業種別の不正行為では過半数を占めている。
- 2017年11月の新制度移行後から2021年11月末までの期間における実習実施者（受け入れ企業）の認定計画取消し数は、総数に対し、繊維産業では未だに3割強の違反が存在する状況。

旧制度における団体監理型での 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	2016年	2017年	2018年
繊維・衣服関係	61	94	46
農業・漁業関係	67	39	33
建設関係	38	14	12
食品製造関係	13	15	3
機械・金属関係	14	9	2
その他	9	12	8
計	202	183	104

出典：法務省入国管理局 報道発表資料

新制度における団体監理型での 実習実施者の計画認定取消し数

※2017年11月～2021年11月末の期間

認定取り消し総数
228者
うち繊維・衣服関係
72者 (32%)

出典：第10回繊維産業技能実習事業協議会

繊維産業技能実習事業協議会

- こうした状況を踏まえ、経済産業省では、繊維産業を所管する立場から、外国人技能実習法第54条に基づき、2018年3月に関係業界団体等を構成員とする繊維産業技能実習事業協議会を設置した。（事務局：経済産業省生活製品課、日本繊維産業連盟）
- 2018年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定、公表。
- 同協議会において、技能実習の適切な実施等に向けた業界としての取組等を協議することとしている。

目的

事業協議会の構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、繊維産業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うこと。

協議事項

- ①技能実習制度の適正化等に係る周知及び徹底
- ②技能実習の実施及び技能実習生の保護に係る状況の把握
- ③技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組



開催実績

第1回～第3回

（2018年3月23日、4月23日、5月29日）

主な議題

- ・技能実習生の実態と今後の取組等について
- ・繊維産業における外国人技能実習の適正な実施について 等

第4回

（2018年6月19日）

- ・「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」の決定

第5回～第10回

（2018年10月11日、12月20日、2019年4月25日、
2019年11月1日、2020年7月13日、2021年12月20日）

主な議題

- ・取組状況のフォローアップ
- ・サプライチェーンの責任に係る取組に関する事例紹介 等

- 主務官庁による適切な法執行等に加え、繊維業界としても、業界団体主導で、技能実習に係る法令遵守等を徹底するほか、より根本的には、取引適正化を一層推進するとともに、発注企業はサプライチェーン全体における法令遵守等に社会的責任を果たすなどの取組を進める。

問題の背景

繊維業界としての取組

背景① 実習実施者の法令遵守意識に問題

- 法令違反等が生じる原因として、何よりも当該実習実施者（受入企業）の法令遵守意識に大きな問題がある。

背景② 発注工賃が低すぎる水準

- 受注企業にとって、発注工賃が技能実習生、更には日本人従業員の適正な賃金や労働環境等を確保するには低すぎる水準となっている。

背景③ アパレル企業等が無関心

- アパレル企業や商社・卸売業者等は、自社のサプライチェーンにおける技能実習の実施状況についてほとんど把握していない。

技能実習に係る法令遵守等の徹底

取引適正化の一層の推進

発注企業の社会的責任の履行

(1) 技能実習に係る法令遵守等の徹底

- 受入企業は社内研修会、業界団体は講習会等を実施する。
- 受入企業や業界団体は、技能実習生の技能修得や生活等を支援する。
- 受入企業は、発注企業や業界団体に技能実習の実施状況を報告する。
- 業界団体は、会員企業の技能実習の実施状況をモニタリングし、指導、支援、監査等を行う。

(2) 取引適正化の推進

- 発注企業は、技能実習生等の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性等を確保できる水準となるよう十分考慮した上で、受注企業と適正な発注工賃等の取引条件を協議・決定する。
- 縫製の受発注企業は、「縫製工賃交渉支援クラウドサービス」(平成30年5月に運用開始)を活用するなど、適正な工賃を協議・決定する。

(3) 発注企業の社会的責任

- 発注企業は、受注企業における技能実習の実施状況について、書面、訪問、監査等により確認する。
- 発注企業は、受注企業に対し、サプライチェーンにおいて、技能実習の実施状況について問題がないことの確認・保証を求める。
- 発注企業は、自社のサプライチェーンにおける技能実習の適正な実施について問題がある可能性が認められる場合、受注企業に対し、問題の確実な是正を求め、または、発注の停止等を行う。
- 業界団体は、会員企業におけるサプライチェーン全体を通じた取引適正化の取組状況や技能実習の法令遵守状況等をモニタリングし、指導や支援を行う。